

Q & A

No	質問事項	回答
公募要項 3 本事業の対象となる大学等		
1	都内・都外ともにキャンパスを有している場合、都外に立地するキャンパスの研究組織も含めて公募を行い、結果として都外の研究組織に支援することとなっても問題ないでしょうか？	都内のキャンパスで使用する経費を優先的に対象としていただきたいと思います。公募の結果都外のキャンパスにある研究組織が支援対象となっても、特段制限は設けない想定です。
公募要項 4 本事業が提供する支援		
1	公募要領 6 ページ、「4. 本事業が提供する支援」(1) にあります下記の記載につきまして、「学生等に対するアントレプレナーシップの育成を目的とした取組」というのは、どのような内容を想定されているのでしょうか？	スタートアップの創出に向けた具体的な課題設定がなく、その解決に直結しない取組の場合を想定しています。例えば、単に学生の意識変革を目的とした取組などです。目的が、チャレンジ精神、創造性、探究心等の向上のみであり、起業に向けた具体的な手段や取組の知識を得ることができないようなスタートアップ創出に向けた要素がない取組は、本事業に適さないものとしています。
2	現在、タイプⅡ「環境構築型」での応募を検討しており、学生に対するアントレプレナーシップの醸成と見られてしまうような取組は、本事業の対象にならないという理解でよろしいでしょうか？	実際的な取組内容が単に「アントレプレナーシップの醸成（学生の意識変革を主の目的としているもの）」と見られる場合は、対象となりません。スタートアップ創出につながる起業支援に関する相談窓口の設置や、起業を目指し、学生のアイデアを事業化に向けて具体化するプログラムのような形であれば、本事業の対象となります。
3	「学生等」とありますが、学生の他どのような者を対象として想定しておりますでしょうか？（教職員も「等」の中に含まれますでしょうか？）	学生だけでなく、大学等に籍を置いている研究者や職員、ソーシャルアントレプレナー（社会起業家）なども対象となります。教職員も含まれます。
4	経費は基本的に K P I の達成状況を年度末に評価委員会では評価し金額決定するとありますが、評価の結果、実際に経費が支出される次期としては、当該年度中又は翌年度の 4 月以降となるのでしょうか。支援上限額の 50% までは評価前に措置いただくことが可能と理解していますので、残りの 50% の支出時期について教えていただけないでしょうか？	年 1 回、年度の途中でも、KPI を達成している部分について、各大学等に割り当てられる支援上限額の 50% までの請求に基づき東京都が支出する「一部支出金」をお支払いした場合には、最終的な経費支出額の決定後、「一部支出金」を控除した金額を、翌年度の 5 月頃を目途に経費支援としてお支払いします。
公募要項 7 KPI の設定・評価		
1	本事業採択後、KPI 設定説明書内の経費項目の修正は可能でしょうか？	原則として認められません。そのため、予算計画の作成に当たっては、必要な金額を見積もり、KPI 項目ごとの申請額を設定してください。